

地震・津波災害対策編

第1章 総 則

第1節 地震・津波災害対策編の目的

この計画は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害対策基本法に基づき、岩泉町防災会議が作成する計画であり、各防災関係機関がそれぞれの全機能を有効に発揮し、相互協力して地震及び津波災害に対する防災に万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めるものである。

また、本編は、町における過去の地震及び津波災害の発生状況、また、近年において阪神淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、県が実施した被害想定調査の結果（平成9年度「地震被害想定調査」、平成15～16年度「地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」を実施）や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂（平成23年度に国の地震調査研究推進本部が実施。）を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震に対応できる防災体制の構築を図るために定めるものである。

更に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に対する地震防災上重要な事項を定めるものである。

第2節 地震・津波災害対策編の性格

本編は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「岩泉町地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」として、町防災会議が作成するものである。

本編は、地震・津波災害対策として特記されるべき事項を定めるものであり、共通する事項については本計画・本編の定めるところによる。

第3節 地震、津波の想定の基本적인考え方

第1 地震、津波の想定の基本적인考え方

- 1 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震がもたらした被害は、従前の被害想定をはるかに超える規模となったところであり、このことを踏まえ、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、「多重防災型」の総合的な防災対策を講じる必要がある。
- 2 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震では、大きな揺れとともに巨大な津波が発生したが、津波地震が単独で起きた場合には、大きな揺れを伴わず、住民が避難の意識を喚起されない状態で突然津波が押し寄せる可能性があることから、津波地震を想定した避難に関する対策も検討する。

第2 想定する地震・津波の考え方

1 想定地震

本町に影響を及ぼすおそれのある内陸直下地震及び海溝型地震を対象に、過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

2 想定津波

次の2つのレベルの津波を想定する。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及及び自主防災組織等育成計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、職員に対する防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災意識の醸成を図る。
なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。
- 2 町は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」との主体的な姿勢の本に、自主的な防災活動を展開することを支援するため、自主防災組織の育成、強化を促す。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

[本編・第2章・第1節・第2・1 参照]

2 職員に対する防災教育

- (1) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、職員に対し、災害時における適切な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会、検討会等を定期的で開催し、又は関係機関が開催する講習会等に職員を参加させ、その他防災関係資料を配布して、防災知識の普及、防災リーダーの育成及び防災士の取得促進を図る。
- (2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 震災対策関連法令
 - イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - ウ 震災に関する基礎知識
 - エ 土木、建築、その他震災対策に必要な技術
 - オ 住民に対する防災知識の普及方法
 - カ 震災時における業務分担の確認
 - キ 過去の災害対応の教訓（東日本大震災など）

3 住民に対する防災知識の普及

- (1) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、住民の防災に対する意識の高揚を図り、震災時において、住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底を図る。
 - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
 - イ 広報誌の活用
 - ウ 起震車等の利活用による災害の疑似体験
 - エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
 - オ 防災関係資料の作成、配布
 - カ 防災映画、ビデオ、スライド等の利活用による上映、貸出し
 - キ 自主防災活動に対する支援
- (2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 地震及び津波に関する一般的知識
- イ 緊急地震速報、津波警報、避難指示（緊急）等の意味及び内容
- ウ 平常時における心得

- (ア) 避難場所、避難道路等を確認する。
- (イ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー及び歯ブラシ等の口腔衛生用品等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
- (ウ) 災害時の対処方法を検討する。
- (エ) 防災訓練等へ積極的に参加する。
- (オ) 災害時の家族間での連絡方法や避難の仕方を決めておく。

(3) 防災知識の普及に併せ、小口・混載による支援物資の送付が被災地方公共団体等の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

[本編・第2章・第1節・第2・4 参照]

5 防災文化の継承

- (1) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、東日本大震災などの過去の地震・津波災害の経験や教訓を記録・保管して定期的に確認するとともに、次世代の職員等に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に生かすことにより、職員の災害対応力や地域防災力の向上を図る。
- (2) 町（危機管理課）及び防災関係機関は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、地震・津波災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、地震・津波災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- (3) 住民等は、自ら地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、町（危機管理課）及び防災関係機関は、各種資料の活用等に努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 国際的な情報発信

町（危機管理課）及び防災関係機関は、地震・津波災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第3 津波防災マップの作成

町（危機管理課）は、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による津波やその他の過去に発生した最大クラスの津波を想定した津波浸水想定区域に基づく、津波防災マップを作成し、住民に対し、避難対象区域や避難場所等に関する周知、啓発に努める。

第4 自主防災組織等の育成

[本編・第1章・第1節・第3 参照]

第5 防災施設・資機材等の整備及び防災知識の普及計画

[本編・第2章・第1節・第4 参照]

第2節 防災訓練計画

第1 基本方針

町及び防災関係機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同して、震災に関する各種訓練を実施する。

第2 訓練の実施方法

[本編・第2章・第2節・第2 参照]

第3 訓練の企画実施に当たって留意すべき事項

[本編・第2章・第2節・第3 参照]

訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うなど、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第4 各訓練項目において留意すべき事項

町（危機管理課、消防防災課、町民課、保健福祉課、地域整備課、上下水道課、教育委員会）は、震災に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

（1）通信情報連絡訓練

震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施する。

（2）職員非常招集訓練

震災により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常参集訓練等を実施する。

（3）消防訓練

震災により消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火訓練を実施する。

（4）避難訓練

地震により津波が発生した場合を想定し、住民の津波避難訓練を実施する。

（5）津波訓練

地震により津波が発生した場合を想定し、水門等の閉鎖、海面監視、住民広報等の津波訓練を実施する。

なお、海面監視にあたっては、安全な高台から行うものとする。

（6）救出・救助訓練

震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施する。

（7）施設復旧訓練

震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施する。

第3節 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 町及び防災関係機関は、災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、津波流失対策及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。

第2 通信施設の整備等

[本編・第2章・第4節・第2参照]

第4節 避難計画

第1 基本方針

- 1 町は、地震による津波、火災等から町民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難確保計画を作成し、避難確保に必要な手段、体制等の整備を図る。
- 3 住民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

第2 避難計画の作成

1 町の避難計画

[本編・第2章・第5節・第2・1参照]

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難確保計画

[本編・第2章・第5節・第2・2参照]

3 津波避難計画

- (1) 町（危機管理課）は、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議の上、「岩手県津波避難計画策定指針（平成16年5月）」に基づき、次の事項を内容とした津波避難計画等を策定する。

ア 津波浸水想定区域（当該区域の設定に際しては、予想を超える可能性があることに留意し、町民の避難を軸とした避難計画となるよう配慮する。）

イ 避難対象地域

ウ 避難困難地域

エ 避難場所等、避難路等の指定・設定（特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定も考慮する。）

カ 津波警報等の情報収集・伝達

キ 避難勧告、避難指示（緊急）の発令

ク 津波防災教育・啓発

ケ 津波避難訓練の実施

コ その他の留意点

- (2) 町（危機管理課）は、津波避難計画を策定する場合には、次の事項に留意するものとする。

ア 避難路の状況や防潮堤防の設置状況、高台・津波避難ビルの位置及び警報伝達方法などの地域の実情を踏まえること。

イ 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による津波やその他の過去に発生した最大クラスの津波を想定した津波対策を構築すること。

- (3) 避難対象地域の住民は、町の津波避難計画等の策定後、「地域ごとの津波避難計画」の策定に取り組むこととし、県及び町が一体となって支援する。

4 広域一時滞在

[本編・第2章・第5節・第2・3参照]

第3 避難場所等の指定及び整備

[本編・第2章・第5節・第3 参照]

第4 指定避難所の運営体制等の整備

[本編・第2章・第5節・第4 参照]

第5 避難に関する広報

[本編・第2章・第5節・第5 参照]

第6 避難訓練の実施

[本編・第2章・第5節・第6 参照]

第7 津波に対する住民等の予防措置

1 住民の予防措置の周知（危機管理課）

- (1) 津波に対する正しい知識を身につける。
 - ア 津波は、大きな地震のときだけ来るとは限らない。
 - イ 津波は、引き潮で始まるとは限らない。
 - ウ 津波は、繰り返し来襲する。
 - エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震により津波が発生する可能性もある。
 - オ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
 - カ 地震、津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。また、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があり、避難場所自体が被災することもありうる。
- (2) 日頃から、津波に対する備えを怠らない。
 - ア 避難場所、避難道路等を確認する。
 - イ 飲料水、食料、貴重品、ラジオ、懐中電灯及び歯ブラシ等の口腔衛生用品等非常持出品を準備する。
 - ウ いざというときの対処方法を検討する。
 - エ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
 - オ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
- (3) 次の場合は、直ちに海辺から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
 - ア 強い地震を感じたとき。
 - イ 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。
 - ウ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたとき。
- (4) 正しい情報を、テレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線、広報車等を通じて入手する。
- (5) 避難勧告又は避難指示（緊急）に従って行動する。
- (6) 津波は、繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで、気をゆるめない。

2 船舶の予防措置の周知（農林水産課）

- (1) 次の場合は、直ちに津波に備えた措置をとる。
 - ア 強い地震を感じたとき
 - イ 弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたとき
 - ウ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたとき
- (2) 津波に備えた措置は以下を基準とし、状況に応じた最善の措置をとる。
 - ア 小型船は着岸し陸上避難する。時間的余裕がある場合は、陸揚げ固縛又は係留強化をする。陸上避難が困難な場合は、操船性を保持し、津波の流れが弱くなる水域へ避難する。
 - イ 大型船、中型船は港外退避する。港外退避が困難な場合は、状況に応じて構内避泊、係留避泊、陸上避難などの措置をとる。
- (3) 正しい情報を、テレビ、ラジオ、無線等を通じて入手する。
- (4) 津波は、繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで、気を緩めない。

第5節 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。

第2 町（危機管理課、経済観光交流課）の役割

[本編 第2章 第8節の 第2 参照]

第3 町民及び事業所の役割

1 町民の役割

[本編 第2章 8節の 第3・1 参照]

2 事業所の役割

[本編 第2章 8節の 第3・2 参照]

第6節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

町は、避難勧告等のマニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 避難行動要支援者名簿の作成

[本編・第2章・第6節・第2 参照]

第3 避難行動要支援者避難支援計画の作成 [本編・第2章・第6節・第3 参照]

第4 避難行動要支援者の実態把握及び避難支援プラン（個別計画）の作成

[本編・第2章・第6節・第4 参照]

第5 災害情報等の伝達体制の整備

[本編・第2章・第6節・第5 参照]

第6 避難誘導

[本編・第2章・第6節・第6 参照]

第7 避難生活支援

[本編・第2章・第6節・第7 参照]

第8 社会福祉施設等の安全確保対策

[本編・第2章・第6節・第8 参照]

第9 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

[本編・第2章・第6節・第9 参照]

第10 外国人の安全確保対策について

[本編・第2章・第6節・第10 参照]

第7節 孤立化対策計画

第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど孤立化計画に努める。

第2 孤立化想定地域対策の推進

[本編・第2章・第7節・第2 参照]

第8節 災害応急施設等整備計画

第1 基本方針

震災時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施できるよう、災害応急施設及び災害対策用資機材等を整備し、震災時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 災害応急施設等の機能強化

[本編・第2章・第9節・第2 参照]

第3 公共施設等の整備及び耐震化

県及び町（地域整備課）は、道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、漁港施設等の公共土木施設を町未来づくりプラン等に基づいて整備し、その耐震性の確保に努める。
その他、本編・第2章・第9節・第3による。

第4 消防施設の整備

[本編・第2章・第9節・第4 参照]

第5 災害対策用資機材等の整備

[本編・第2章・第9節・第5 参照]

第9節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

地震・津波による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性の向上、津波による流失の防止、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、点検巡視等の安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電力事業者は、地震・津波による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備を図るとともに、電気工作物の点検巡視、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の耐震性の向上

発電設備 (水力、地熱)		(1) ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。 (2) 水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計する。 (3) その他の電気工作物については、発電所設備の重要度、その他、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準及び発電用火力設備に関する技術基準に基づき設計する。 (4) 建物は、建築基準法による耐震設計とする。
送電設備	架空電線路	電気設備の基準に基づき設計する。
	地中電線路	(1) 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 (2) 洞路については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計する。 (3) 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
変電設備		(1) 機器については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 (2) 建物は、建築基準法による耐震設計とする。
配電設備	架空配電線路	電気設備の基準に基づき設計する。
	地中配電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
通信設備		屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮して設計する。

2 電気工作物の予防点検等

〔本編・第2章・第11節・第2・2 参照〕

3 災害対策用資機材の確保等

〔本編・第2章・第11節・第2・3 参照〕

4 ヘリコプターの活用

〔本編・第2章・第11節・第2・4 参照〕

第3 ガス施設

ガス事業者は、地震・津波によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する安全器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

1 LPガス施設の整備（耐震性の向上）

製造施設及び貯蔵所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等を行う。
容器置場	火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合は耐震性を考慮して施行するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講じる。
容器	容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
配管	ア 配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管とする。 イ 既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管への切替えを行う。
安全器具	ア 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 イ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ウ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

[本編・第2章・第11節・第3・2 参照]

3 防災広報活動

[本編・第2章・第11節・第3・3 参照]

第4 上下水道施設（上下水道課）

1 上水道施設

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、地震・津波による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

（1）施設の耐震性の向上

水道事業者は、計画的に水道施設の耐震化を図る。

貯水、取水、導水施設	ア 管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。 イ 水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等予備水源の確保を図る。
浄水施設	ア ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。 イ 被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
送・配水施設	ア 送・配水幹線は、耐震継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。

	イ 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。 ウ 既設管については、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、布設替え等の改良を行う。
--	---

(2) 給水体制の整備

[本編・第2章・第11節・第4・1・(2) 参照]

2 下水道施設

[本編・第2章・第11節・第4・2 参照]

第5 電気通信施設

1 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の耐震性の向上及び津波流失対策

ア 電気通信施設及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の耐震、耐火及び耐水構造化などを実施する。

イ 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、伝送路の多ルート化などの通信網の整備を行う。

(2) 災害対策用資機材の確保等

災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。

(3) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

第10節 津波災害予防計画

第1 基本方針

津波災害の防止、軽減を図るため、水門等の施設の維持管理に努めるとともに、防災施設の整備を促進する。

第2 区域指定、保全施設の現況

[本編・第2章・第14節・第2 参照]

第3 津波災害予防対策

[本編・第2章・第14節・第3 参照]

第11節 地盤災害予防計画

第1 基本方針

地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の土砂災害を予防するため、危険箇所の災害防止対策を推進する。

第2 土砂災害危険箇所及び防止施設の現況

[本編・第2章・第15節・第2 参照]

第3 土地崩壊災害予防対策事業

1 地すべり防止対策事業

県は、地すべり防止事業を推進するとともに、未着手箇所については、危険度の高い地区から順次対策を講ずる。

2 土石流対策事業

県は、国の社会資本総合整備計画等に基づき、土石流対策事業を推進する。事業の実施に当たっては、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い溪流を重点的に、砂防工事（えん堤工、溪流保全工等）を進める。

3 山地災害予防事業

県は、山地災害危険地区について、治山事業の採択基準に合う箇所については、森林法に基づき、対策工事を実施する。治山事業の採択基準に満たない小規模な山腹崩壊地で、公共施設、人家等に直接被害を及ぼす箇所については、県単独治山事業を継続して実施する。

また、山地災害危険地区の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

4 急傾斜地崩壊対策事業

県は、社会資本総合整備計画等に基づき、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。事業の実施に当たっては、要配慮者が利用する施設や指定避難所がある箇所等、緊急性の高い箇所を重点とする。また、がけ崩れ危険住宅移転促進事業による住宅移転を促進する。

第12節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を阻止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

[本編 第2章・第16節・第2 参照]

第3 消防力の充実強化

町（消防防災課）及び消防機関（消防署、消防団）は、大震災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとする。

1 総合的な消防計画の策定

地震災害が発生した場合における防災活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

(1) 災害警防計画

消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。

(2) 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒体制等を定める。

(3) 危険区域の火災防御計画

木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。

(4) 特殊建築物の防御計画

建物の構造、様態、規模から判断して、火災が発生した場合に延焼し、人命救助が見込まれる建築物等について定める。

(5) 危険物の防御計画

爆発、引火、発火、その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物、施設等について定める。

(6) ガス事故対策計画

ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関（消防署）をはじめ防災関係機関相互の協力のもと、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの配備増強

災害時の道路損壊等による交通障害下においても同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの配備の増強を図る。

ウ 倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリポートその他ヘリコプターの離着陸場の確保及び適正な配置に努める。

第13節 建造物等災害予防計画

第1 基本方針

- 1 地震による町内の被害を最小限に食い止めるため、建築物の耐震化、不燃化の促進等を推進することにより、防災化を図る。
- 2 地震による道路施設、鉄道施設及び港湾施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。
- 3 危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、危険物施設の防災対策や災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 建造物等災害予防の推進

1 建築物の耐震性向上の促進（地域整備課）

（1）防災上重要な建築物等の耐震性の確保

学校、診療所、庁舎等の防災上重要な建築物については、大災害発生時における避難及び救急救助活動の拠点建造物として耐震性の向上を図り、積極的にその機能を確保するよう努める。

また、防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない町の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。

その他防災上重要な建築物に該当しない施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

（2）家具等の転倒防止対策推進

住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報誌等により町民への啓発、普及を図る。

（3）地震保険への加入促進

地震保険は、地震等により被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、その制度の普及や加入促進に努める。

（4）関係団体との協力

(社)岩手県建築士会岩泉支部等の建築物の設計、検査、調査、診断、改修に係る関係団体と協力して、耐震診断促進指導、広報活動等を行う。

2 一般建築物の耐震性向上の促進等（県）

（1）一般建築物の耐震性確保

新規に建設される建築物については、耐震性を確保するため、関係団体等に対して、設計、工法、監理についての指導を行う。

（2）建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。特に、通学路及び避難場所周辺については点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、改修指導を行う。

(3) 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう指導する。特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検・補強を指導する。

3 建築物の不燃化の促進

[本編 第2章・第10節・第3・1 参照]

4 市街地開発事業の推進

[本編 第2章・第10節・第5 参照]

第3 交通施設等災害予防事業

1 道路施設（各道路管理者）

(1) 道路の整備

震災時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、必要な道路についてはその対策工事を実施する。

(2) 橋梁の整備

ア 震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、必要な箇所については落橋防止装置等の耐震補強を実施する。

イ 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

(3) トンネルの整備

震災時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要なトンネルについては、補強工事を実施する。

2 鉄道施設（鉄道事業者）

(1) 鉄道施設の耐震性の向上

橋梁、木構造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

(2) 防災施設・設備の整備

ア 気象情報の収集伝達、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信設備、警報装置等を整備する。

イ 一定規模以上の地震が発生した場合に、列車を早期に停止させる設備等を整備する。

ウ 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

(3) 復旧体制の整備

震災発生後の早期復旧を期すため、次の体制を整備する。

ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力体制

イ 復旧用資機材の配置及び整備

ウ 列車及び旅客等の避難誘導等の事前広報

エ 消防及び救護体制

3 港湾施設（港湾管理者）

輸送拠点としての機能強化を図るため、港湾緑地など多目的に利用可能なオープンスペー

ス等を備えた防災拠点の整備の促進を図る。

4 石油类等危険物

(1) 保安教育の実施

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関（消防署）と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(2) 指導の強化

ア 消防機関（消防署）は、危険物施設の所有者等に対し、既存危険物施設の耐震化の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。

イ 消防機関（消防署）は、危険物の設置に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- ① 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- ② 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法及び安全管理
- ③ 危険物施設の所有者、危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- ④ 地震動及び津波等による危険物施設等への影響に対する安全措置

(3) 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

ア 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

イ 不等沈下の著しいタンクの措置

(ア) 消防機関（消防署）は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

(イ) 消防機関（消防署）は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

ウ 敷地外流出防止措置

消防機関（消防署）は、危険物の流出事故が発生した場合に敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

5 自衛消防組織の強化措置

(1) 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、地震時における自主的な災害予防体制の確立を図る。

(2) 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、実効性のある自衛消防力の確立を図る。

第14節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第2章・第20節・第2 参照〕

第3 防災ボランティアの育成、受入れ等

〔本編・第2章・第20節・第3 参照〕

第15節 企業等防災対策計画

第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 町及び関係団体は、企業等の防災力向上を支援する。
- 3 町は、災害時にあっても重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

第2 事業継続計画の策定

〔本編・第2章・第21節・第2 参照〕

第3 企業等の防災活動の推進

〔本編・第2章・第21節・第3 参照〕

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生する可能性も考慮し、各職員等が行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう措置する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、町及び防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、災害時には連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を密にし、応援協力体制の強化を図る。
また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。
- 4 町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を求める。
- 6 町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置されたときには、情報の収集・連絡・調整のための要員の再配置など、必要な調整を行う。
- 7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震では、北海道から東北に至る広範な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に隣接市町村からの応援を求めることは困難であることから、県や他の市町村と協議し、広域的な災害対応体制の構築に努める。
なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

第2 町の活動体制

1 活動体制の構築

町本部長（統括・対策班）は、町の地域に地震災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は津波襲来のおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩泉町災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は岩泉町災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

2 災害警戒本部

災害警戒本部は、【資料編】資料 18「岩泉町災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

（1）設置基準

- ア 岩手県に津波注意報が発表された場合
- イ 町内で震度4を観測した場合

(2) 組織

【本編・第3章・第1節・第2・2・(2) 参照】

(3) 本部員等の事務

【本編・第3章・第1節・第2・2・(3) 参照】

(4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行して、関係各課等においては、次の防災活動を実施する。

課	支所	担当内容
危機管理課	各支所	1 地震情報及び津波警報・注意報の伝達 2 潮位情報の収集 3 災害情報の収集
税務出納課	各支所	住家への浸水被害情報の収集
町民生活課	各支所	人的被害情報の収集
保健福祉課	各支所	社会福祉施設等被害情報の収集
農林水産課	各支所	農業、林業及び水産業被害情報の収集
地域整備課	各支所	1 都市施設被害情報の収集 2 公共土木施設被害情報の収集 3 交通規制情報の収集
上下水道課	各支所	上下水道施設の被害情報の収集
教育委員会事務局	各支所	学校教育、社会教育施設等の被害情報の収集
消防防災課	各支所	1 地震情報及び津波警報・注意報の伝達 2 潮位情報の収集 3 災害情報の収集 4 消防団の招集、配置及び運用

(5) 廃止基準等

ア 災害警戒本部は、津波注意報が解除された場合において、町本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。

イ 町本部長（統括・対策班）は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

第3 災害対策本部

〔本編・第3章・第1節・第2・3 参照〕

第4 災害対策本部等の設置及び廃止通知

〔本編・第3章・第1節・第2・4 参照〕

第5 職員の動員配備体制

〔本編・第3章・第1節・第3 参照〕

第6 防災関係機関の活動体制

〔本編・第3章・第1節・第4 参照〕

(1) 各部の分掌事務

〔本編・第3章・第1節・別表2・(1)参照〕

(2) 活動項目

	区分	活動項目
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 震度及び潮位の状況の把握及び分析 (2) 地震及び津波に関する気象予報・警報の迅速な伝達 (3) 県地方支部、町地区支部その他防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	2 災害対策用資機材の点検	(1) 災害対策用物資及び機材の点検 (2) 医薬品及び医療資機材の点検 (3) 防疫薬剤及び防疫資機材の点検
	3 避難勧告等発令等準備	避難勧告、避難指示（緊急）及び避難誘導の準備
	4 活動体制の整備	(1) 本部員会議の設置 (2) 地区支部に対する本部の対策動向の連絡 (3) 保健部救護班の活動開始準備
	5 活動体制の徹底	(1) 本部及び各地区支部の配備体制及び職員の動員指令の徹底 (2) 県地方支部及び防災関係機関に対する本部設置の通知 (3) 報道機関との連絡調整 (4) 災害応急対策用車両、船舶等の確保 (5) 各部及び地区支部の配備状況の把握 (6) 地区支部に対する管内地区の被害速報の収集報告の指令（人的及び住家被害情報の優先）
災害発生後	1 情報収集連絡活動	(1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 地震及び津波に関する情報の把握及び伝達 (6) 警察署等との災害情報の照合
	2 本部員会議の開催	(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣 (8) 本部長指令の伝達
	3 災害広報	(1) 報道機関への発表 (2) 災害情報及び災害対策の庁内放送 (3) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の収集
	4 公安警備対策（警察署）	(1) 避難指示（緊急）発令及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施
	5 避難対策	(1) 避難勧告、避難指示（緊急）の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 指定避難所の設置、運営

6 自衛隊災害救援活動	(1) 孤立地帯の偵察及び救援 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食給水活動
7 国及び県等に対する応援要請	(1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
8 防災ボランティア活動対策	(1) 防災ボランティア活動のニーズの把握 (2) 防災ボランティアの受付・登録 (3) 防災ボランティア活動の調整 (4) 防災ボランティアの受入態勢の整備
9 災害救助法適用対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類判定 (4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施
10 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣
11 機動力及び輸送力の確保	(1) 災害応急対策用車両等の確保 (2) 道路、橋梁等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物又は災害廃棄物の除去 (4) 道路交通の確保 (5) 港湾施設等の被害状況の把握 (6) 海上輸送の確保 (7) ヘリポート施設の被害状況の把握 (8) 航空輸送の確保
12 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品、医療用資機材の調達あっせん
13 食料等の応急対策	(1) 災害用応急米穀の調達あっせん (2) 乾パン等の調達あっせん (3) 副食物等の調達あっせん
14 生活必需品の応急対策	被服、寝具その他の生活必需品の調達あっせん
15 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の確保
16 感染症予防対策	(1) 防疫活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 防疫用資機材の調達あっせん
17 文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 町立学校等施設の応急対策の実施

18 農林水産応急対策	(1) 農林水産被害の把握 (2) 病虫害防除の実施 (3) 家畜防疫の実施 (4) 技術指導の実施 (5) 動物用医薬品・医療用資機材の調達あつせん
19 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 下水道応急対策の実施 (4) 浸水対策の実施 (5) 土砂災害危険箇所における災害防止対策の実施
20 県・国等への陳情 要望対策	(1) 県・国等への要望書及び陳情書の提出 (2) 災害に対する県・国の動向把握及びその対策
21 被災者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
22 被災者に対する生活支援	(1) 物価の値上がり防止対策 (2) 被災者の住宅対策 (3) 世帯更生資金対策 (4) 農林水産復旧対策 (5) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (6) 商工業復旧対策 (7) 公共土木施設関係復旧対策 (8) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配付 (9) 家屋等被害調査 (10) り災証明、被災届出証明に関すること

第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 大津波警報、津波警報、津波注意報、地震・津波情報及び津波予報（以下、本節中「津波警報等」という。）並びに地震及び津波に関する異常な現象に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、津波警報等を住民、防災関係機関に確実に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活動の内容
町本部長	津波警報等の周知
県本部長	津波警報等の市町村等に対する伝達

第3 実施要領

1 津波警報等の種類及び伝達

（1）津波警報等の種類

ア 地震動の警報及び地震情報の種類

地震動の警報及び地震情報の種類は、本編【巻末】別表・オ「地震動の警報及び地震情報の種類」のとおりである。

イ 津波警報等の種類

津波警報等の種類は本編【巻末】別表・カ「津波警報等の種類」のとおりである。

（2）伝達系統

津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予報・警報の区分	発表機関	伝達系統（本編【巻末】に掲載）
津波警報等	気象庁	津波警報等伝達系統図（別図2）のとおり。
地震及び津波に関する情報	気象庁 盛岡地方気象台	地震及び津波に関する情報伝達系統図（別図3）のとおり。

（3）伝達機関等の責務

ア 津波警報・注意報等の発表機関及び伝達機関は、津波警報・注意報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制の整備を図る。

イ 津波警報・注意報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。

ウ 津波警報・注意報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、津波警報・注意報等の受信、伝達等が確実にできるよう、通信手段の複数化に努める。

（4）町の措置

ア 津波警報等を受領した場合は、次により、直ちに通知を行う。

内 容	担当課	通 知 先
(ア) 津波警報・注意報 (イ) 津波に関する情報	危機管理課、消防防災課 ※災害警戒本部又は災害 対策本部の設置時は、 統括・対策班、防災情 報・通信班が対応	① 小本支所、岩泉消防署及び 岩泉警察署 ② 所管事務の執行上、津波予 報等を必要とする課長等 ③ 小本地区の住民 ④ 小本浜漁業協同組合（津波 の場合）

イ 夜間、休日及び勤務時間外等における津波警報等の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除き、本庁の当直員及び消防防災課員が行うものとし、津波警報等の発表を受領した本庁の当直員は、関係する職員に電話により通知する。

ウ 津波注意報以上（町内の震度4以上の地震含む）の発表があった場合は、直ちに、消防防災課において防災行政無線で津波浸水想定区域（小本）の住民に対して避難勧告等の発令伝達を行い、体制が整いしだい危機管理課で対応する。

エ 津波警報等の通知又は通報は、原則として電話及び岩泉町防災行政無線により行う。

オ 津波警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地区支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な地震・津波情報の把握に努める。

カ 津波警報等の広報は、おおむね次の方法による。

① 防災行政無線	② 電話（IP告知端末機器）
③ 携帯端末の緊急速報メール機能	④ 防災メール
⑤ ソーシャルメディア	⑥ 広報車
⑦ サイレン及び警鐘	⑧ 自主防災組織等の広報活動

(5) 防災関係機関の措置

ア 小本浜漁業協同組合

津波警報等の連絡を受けた場合は、航行中及び入港中の船舶並びに港湾及び海岸での操業者等（釣り人等含む。）に周知する。

イ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

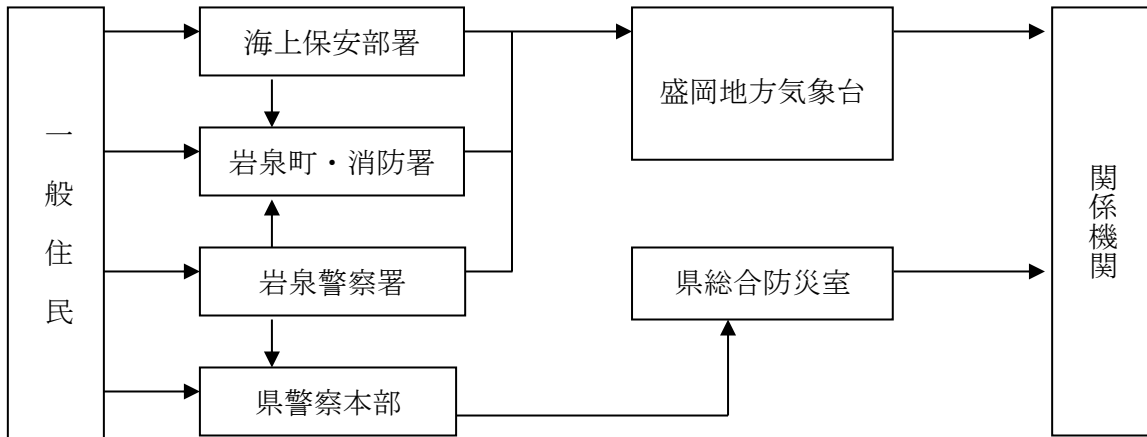
ア 地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、速やかに町本部長（一般情報班）、警察官又は海上保安官に通報する。

イ 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を町本部長（防災情報・通信班）に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 町長等の通報先

通報を受けた町本部長（統括・対策班）等は、盛岡地方气象台及び県総合防災室に通報するとともに、予防等の措置を講ずべき所管の関係課長に通知する。

〔異常現象の通報、伝達経路〕



(3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね次のとおりである。

区 分	異常現象の内容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	潮位の異常な変動
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 情報通信計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合には、迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合には、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

[本編・第3章・第3節・第2 参照]

第4節 災害情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 地震により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

〔本編第3章・第4節・第2 参照〕

第3 実施要領

〔本編第3章・第4節・第3 参照〕

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に対する支援を行うよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者に配慮する。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に避難行動要支援者への配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第5節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第5節・第3 参照]

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 町本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災対策の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路復旧のための専門班を配置し優先的に交通の確保を図る。
- 3 町及び防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。
- 5 県及び町は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第6節・第2 参照〕

第3 交通確保

〔本編・第3章・第6節・第3 参照〕

第4 緊急輸送

〔本編・第3章・第6節・第4 参照〕

第7節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 地震による大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防御活動等を行う。
- 2 町は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防御計画を定める。
- 3 震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線やふくそうによる 119 番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- 4 津波警報等の発表時に津波浸水想定区域内において消防活動を行うに当たっては、消防職員及び消防団員の安全並びに消防活動の継続を図るため、津波到達予想時刻の 10 分前までには、高台等の安全な場所へ退避する。
- 5 町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援要請を行う。
- 6 本計画に定めのないものについては、「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

[本編第3章・第7節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編第3章・第7節・第3 参照]

第8節 津波・浸水対策計画

第1 基本方針

- 1 津波及び津波の河川遡上、地震による堤防等の崩壊に伴う洪水等による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 津波や洪水の浸水想定区域等の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、事前配備体制の充実を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 所管する河川、海岸等の監視及び警戒 2 津波注意報及び津波警報発表時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 所管する堤防、水門等の応急復旧
県本部長	1 所管する河川、海岸等の監視及び警戒 2 市町村に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん 3 所管する堤防、水門等の閉鎖、応急復旧

第3 実施要領

津波等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第7条第1項の規定に基づく「岩手県水防計画」等の定めるところにより実施する。

1 監視、警戒活動

河川、海岸の管理者及び水防管理者（建設班、防災班）は、津波警報・注意報等が発表された場合及び震度4以上の地震が発生し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、直ちに、河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要水防箇所の監視及び警戒にあたる。

2 水門等の操作

- (1) 水門、樋門、高圧又は高位部の水路等（以下本節中「水門等」という。）の管理者（操作責任者を含む。）は、津波注意報及び津波警報が発表された場合、又は町内に震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、閉鎖する。
- (2) 地震・津波の水門閉鎖箇所及び担当消防分団等は、資料5のとおりであり、河川水門管理要綱に基づき適正に実施する。
- (3) 管理者は、地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われない場合においては、町本部（建設班）及び県地方支部土木班長等に応援を要請する。
- (4) 町本部長（建設班）及び県地方支部土木班長等は、あらかじめ、専門業者等への緊急連絡体制を整備し、業者等の協力を得て、速やかに操作を行う。

3 浸水対策用資機材の確保

- (1) 町（地域整備課）は、浸水対策用倉庫及び浸水対策用資機材の整備に努めるとともに、関係団体・業者と応援協定を締結するなど、確保を図る。
- (2) 町本部長（建設班）は、自らの力をもっては浸水対策用資機材に不足を生ずるような場

合においては、県地方支部土木班長等を通じて、県本部長に応援を要請する。

4 浸水防止応急復旧活動

(1) 河川、海岸

ア 各管理者は、地震により、堤防が広範囲にわたって崩壊した場合は、河川区域等において活用可能な土地を利用し、緊急用土砂の確保に努める。

イ 各管理者は、地震により、水門等が損壊した場合は、直ちに仮締切り等の応急措置がとれるよう、専門業者等への緊急連絡体制を整備するものとし、業者等の協力を得て、早期復旧を図るとともに、必要に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

(2) 農業施設

各管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

第9節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- 2 町及び防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
- 3 町は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
- 4 町その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援計画や受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
- 5 危険性や専門性の高い業務の実施体制を自ら確保できない場合は、躊躇なく自衛隊などの専門機関への応援等を要請する。
- 6 広域的な災害であっても応援を迅速に確保するため、まずは、近隣の市町村や関係団体等に応援を要請する。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第9節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第9節・第3 参照]

第10節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

町本部長及び防災関係機関の長は、災害発生時において、その救護及び応急復旧が当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時期を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材等によらなければ困難と思われる場合は、県本部長に対し、自衛隊に対する災害派遣の要請を依頼する。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第10節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第10節・第3 参照]

第11節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 3 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 4 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズの把握に努める。
- 5 防災ボランティアの受付・登録、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第11節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第11節・第3 参照]

第12節 義援物資・義援金の受付け・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し町内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第12節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第12節・第3 参照]

第13節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 町本部長は、県本部長から個別の災害ごとに救助に関する事務の委任を受け、災害救助法（以下、本節中「法」という。）に基づく救助を実施する。
- 2 県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第13節・第2 参照]

第3 実施要領

1 法適用の基準

[本編・第3章・第13節・第3・1 参照]

2 法適用の手続

(1) 町本部長の措置

ア 町本部長（統括・対策班）は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を県地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。

イ 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集、伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により、県本部長に報告する。

ウ 町本部長（統括・対策班）は、地震による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

3 救助の実施

[本編・第3章・第13節・第3・3 参照]

第4 救助の種類、程度、期間等

[本編・第3章・第13節・第4 参照]

第14節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難勧告及び避難指示（緊急）並びに屋内安全確保の指示（以下、本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、指定避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第14節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第14節・第3 参照]

第15節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。
- 2 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 3 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 5 必要に応じて、県本部長に対し、ヘリコプターによる傷病者の搬送を依頼する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護府策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援要請を行う。
- 8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。
- 9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

〔本編・第3章・第15節・第2 参照〕

第3 初動医療体制

〔本編・第3章・第15節・第3 参照〕

第4 医療機関の活動

〔本編・第3章・第15節・第4 参照〕

第5 傷病者の搬送体制

〔本編・第3章・第15節・第5 参照〕

第6 個別疾患への対応体制

〔本編・第3章・第15節・第6 参照〕

第7 災害中長期における医療体制

[本編・第3章・第15節・第7 参照]

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産

[本編・第3章・第15節・第8 参照]

第16節 食料・生活必需品供給計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、被災者に対する被服、寝具等の生活必需品及び避難所生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 県、町及び防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第16節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第16節・第3 参照]

第17節 給水計画

第1 基本方針

震災時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第17節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第17節・第3 参照]

第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第18節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第18節・第3 参照]

第19節 感染症予防計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、感染症予防措置を実施する。
- 2 震災により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、他市町村及び県の協力を得て、感染症予防措置を実施する。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第19節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第19節・第3 参照]

第20節 災害廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物又は災害廃棄物（以下、本節中「障害物」という。）及び道路、河川、港湾等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去を実施することができるよう連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第20節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第20節・第3 参照]

第2 1 節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第21節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第21節・第3 参照]

第22節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

震災時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第22節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第22節・第3 参照]

第23節 文教応急対策計画

第1 基本方針

- 1 震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 震災により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第23節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第23節・第3 参照]

第24節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設及び治山施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第25節・第1・2 参照]

3 実施要領

[本編・第3章・第25節・第1・3 参照]

第2 鉄道施設

1 基本方針

乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第25節・第2・2 参照]

3 実施要領

[本編・第3章・第25節・第2・3 参照]

第25節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者、管理者並びに石油等燃料の供給事業者は、震災時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第26節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第26節・第3 参照]

第26節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 石油類等危険物

[本編・第3章・第27節・第2 参照]

第3 火薬類

[本編・第3章・第27節・第3 参照]

第4 高圧ガス

[本編・第3章・第27節・第4 参照]

第5 毒物・劇物

[本編・第3章・第27節・第5 参照]

第6 海上流出油

[本編・第3章・第27節・第6 参照]

第27節 防災ヘリコプター等要請・活動計画

第1 基本方針

震災時において、広域的かつ機動的な対応を図るため防災ヘリコプターを要請し、防災ヘリコプターによる有効かつ迅速な災害応急対策活動等を実施する。

ヘリコプターの活用を円滑に行うため、町本部はドクターヘリも含めて一元的なヘリコプターの要請、受け入れを行う。

第2 実施機関（責任者）

[本編・第3章・第29節・第2 参照]

第3 実施要領

[本編・第3章・第29節・第3 参照]

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

震災により被災した施設の災害復旧は、応急対策を講じた後に、各施設の原型復旧に加え、再度の被害の発生防止のため、必要な施設の新設、改良復旧、耐水、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

[本編・第4章・第1節・第2 参照]

第3 激甚災害の指定

[本編・第4章・第1節・第3 参照]

第4 緊急災害査定促進

[本編・第4章・第1節・第4 参照]

第5 緊急融資等の確保

[本編・第4章・第1節・第5 参照]

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

震災により被害を受けた住民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活安定

[本編・第4章・第2節・第2 参照]

第3 農林漁業者への融資

[本編・第4章・第2節・第3 参照]

第4 中小企業への融資

[本編・第4章・第2節・第4 参照]

第3節 復興計画

第1 基本方針

町は、大震災により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

[本編・第4章・第3節・第2 参照]

第3 復興事業の実施

[本編・第4章・第3節・第3 参照]

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災上重要な対策に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

法第3条の規定に基づき指定された本町の推進地域の区域は、次のとおりである。

【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

小本字大牛内（町道小本港線以南の区域に限る。）、小本字小掛、小本字鼻保、小本字須賀、小本字下中野、小本字家の向、小本字鉦、小本字南中野、小本字小本、小本字小成

第3 町、県及び防災関係機関の責務及び業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、町、県、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編・第1章・第6節「町、県及び防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

町本部長（統括・対策班）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定される地震（以下「地震」という。）による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩泉町災害警戒本部又は岩泉町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、岩泉町災害対策本部条例に定めるところによるものとし、その活動体制計画については、第3章・第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

第3 職員の動員配備体制

動員配備の対象となる職員は、町内で震度5弱以上を観測し、又は津波警報若しくは大津波警報が発表された場合においては、地震発生後の情報等の収集に積極的に努めるとともに、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集することとする。

その際、町本部長（統括・対策班）は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性に留意する。

なお、配備体制、動員の方法及び参集場所等の職員の参集計画は、第3章・第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

地震発生時の情報の収集・伝達については、第3章・第4節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところによるが、地震により広域かつ甚大な被害が発生しているおそれがあるため、下記に留意する。

ア 町本部長（各班）及び防災関係機関は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に被害の概要の報告に努めるものとする。

イ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、各機関の所掌するに属する災害情報を収集する。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のために必要な情報の収集に努めるものとする。

(2) 避難のための勧告及び指示

第3章・第14節「避難・救出計画」に定めるところによる。

(3) 避難方法・避難誘導等

第3章・第14節「避難・救出計画」に定めるところによる。

2 施設の緊急点検・巡視等

町本部長（防災情報・通信班、防災班、建設班、総務班）は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

その活動については、第3章・第1節「活動体制計画」、同章・第8節「津波・浸水対策計画」に定めるところによる。

3 二次災害の防止

町本部長（防災班、建設班）は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて関係機関との相互協力により施設の点検・応急措置を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

(1) 消火活動、救助・救急活動に関しては、第3章・第7節「消防活動計画」に定めるものとする。

(2) 医療活動に関しては、第3章・第15節「医療・保健計画」に定めるところによる。

5 物資調達

物資調達については、第3章・第16節「食料・生活必需品等供給計画」に定めるところによるが、次の事項を考慮する。

- (1) 町（商工班、農業班、福祉班）及び防災関係機関は、発災後適切な時期において、町、県、協定団体等の備蓄量を主な品目別に確認する。
- (2) 町は、確認した数量等を踏まえ、また、被災の状況を勘案し、不足する物資の調達、供給を県に対して要請する。

6 輸送活動

町本部長（庶務班）及び防災関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、県及び他市町村等と連携して活動を行うこととする。

その活動については、第3章・第6節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。

7 保健衛生・感染症予防活動

町本部長（救護班、衛生班）及び防災関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、県及び他市町村等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、本編・第3章・第15節「医療・保健計画」及び本編・第3章・第19節「感染症予防計画」に定めるところによる。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 町（各課）は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の資機材及び物資（以下「資機材等」という。）の確保を行う。
 - ア 保健衛生・防疫活動緊急輸送路確保に用いる障害物撤去のための重機類
 - イ 電気供給確保のための発電機及び照明灯
 - ウ 通信確保のための防災行政無線及び携帯電話
 - エ 水防用資機材
 - オ 清掃活動のためのごみ処理等に必要車両
 - カ 災害応急対策に必要な機械及び車両等の燃料
 - キ その他災害応急に必要な資機材
- (2) 町本部長（各班）は、地域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び旅行者、ドライバー等（以下「旅行者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、医療用資機材及び医薬品等必要な資機材等が不足する場合は、県に対して供給を要請する。

2 人員の配備

町本部長（統括・対策班）は、県に対して、人員の配備状況を報告する。

また、必要に応じて、本編・第3章・第9節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、県に対し、県職員派遣又は他の自治体職員応援派遣のあっ旋を要請する。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 町本部長（各班）及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 具体的な措置内容は、各機関において別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

1 他の市町村への応援要請

本編・第3章・第9節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。

2 自衛隊の派遣要請

本編・第3章・第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

3 広域的な災害対応体制の整備

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があり、災害発生時に隣接道県からの応援を求めることは困難であるため、町（危機管理課）は国や他の都道府県と協議し、広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波からの防護のための施設の整備等

1 整備方針

- (1) 河川、海岸管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進することとし、その整備方針及び計画は本編・第2章・第14節「津波・高潮災害予防計画」に定めるところによる。
- (2) 河川、海岸管理者は、河川・海岸水門管理要綱等により、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行うこととする。
- (3) 河川、海岸管理者は、地震が発生し津波による被害が生じる恐れのある場合は、河川・海岸水門管理要綱等により、直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
- (4) 町は、津波により孤立が懸念される地域の漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、本編・第2章・第14節「津波・高潮災害予防計画」に定めるところとする。
- (5) 町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、避難計画の策定や防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針および計画については、第2章・第4節「避難計画」、第2章・第3節「通信確保計画」に定めるところとする。

第2 津波に関する情報の伝達

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第3章・第14節「避難・救出計画」に定めるところとするが、町本部長（各班）は次の事項にも配慮する。

- (1) 津波に関する情報が、居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等
- (2) 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等の取るべき措置
- (3) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第3 避難対策等

- 1 町（危機管理課）は、地震発生時において津波による避難勧告又は避難指示（緊急）の対象となる地区の関係住民等に、津波防災マップ等を用いて次の事項等をあらかじめ周知する。
 - (1) 避難勧告、避難指示（緊急）対象地区の範囲
 - (2) 浸水想定区域（浸水範囲、浸水深）
 - (3) 避難場所、防災拠点施設、同報無線の位置等
 - (4) 避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準
 - (5) 災害に関する基礎的情報
 - (6) その他事前の対策や避難方法についての情報等

- 2 避難の誘導及び移送並びに指定避難所の運営・管理については、本編・第3章・第14節「避難・救出計画」の定めるところによる。
- 3 町（保健福祉課）は、老人、子ども、病人及び障がい者等要配慮者並びに外国人、出張者及び旅行者等の避難について関係機関、関係事業者と協議・検討を行うものとする。

第4 消防機関等の活動

1 町の措置

町（消防防災課）は、第3章・第7節「消防活動計画」、同章・第8節「津波・浸水対策計画」に基づき、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急措置
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の受入・活動拠点の確保等
- (6) 所管区域内の監視計画（海面監視を除く。）及び水防施設の管理者への連絡通知
- (7) 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (8) 水防資機材の点検、整備、配備

第5 水道、電力、ガス、電気通信、放送関係

水道、電力、ガス、電気通信関係の事業者が実施する措置は、第2章・第9節「ライフライン施設等安全確保計画」、第3章・第5節「広報広聴計画」、第3章・第7節「消防活動計画」、第3章・第8節「津波・浸水対策計画」、第3章・第25節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところとするが、次の事項も考慮する。

1 水道

町（上下水道課）は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

2 電力

電力事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明確保及び電源供給の早期復旧に必要な体制確保等の措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施する。

3 ガス

ガス事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

4 電気通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

第6 交通対策

1 道路

- (1) 県公安委員会及び道路管理者（町は地域整備課）は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じることとし、その計画については、本編・第3章・第6節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。
- (2) 道路管理者（町は地域整備課）は、指定避難所へのアクセス道路等について、除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

2 海上

第二管区海上保安本部（八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を考慮するとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。

その活動については、第3章・第6節「交通確保・輸送計画」、第3章・第24節「公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画」に定めるところによる。

3 鉄道

鉄道事業者は、運行路線に津波による危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲等により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置、及び漂流物発生対策等の措置を考慮するものとする。

その活動については、第3章・第24節「公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画」に定めるところによる。

4 乗客等の避難誘導

- (1) 一般旅客運送に関する事業者は、列車、船舶等の乗客や、駅に滞在するものの避難誘導計画等を定めることとする。
- (2) 一般旅客運送に関する事業者は、避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

第7 町が自ら管理または運営する施設に関する対策

町（危機管理課、保健福祉課、教育委員会）は、以下の対策を講じる。

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置

イ 学校にあつては、

(ア) 当該学校が、町（危機管理課）の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合（視覚障害者、聴覚障害者等）これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

エ 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報又は津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達するために必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置を取るものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機器等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 町計画に定める指定避難所が置かれる学校等の管理者は町本部が行う指定避難所の開設に協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

地震による災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 整備すべき施設

町（危機管理課、地域整備課、消防防災課）は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとする。

- 1 建築物、構造物等の耐震化
- 2 避難地の整備
- 3 避難路の整備
- 4 消防用施設の整備等
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- 6 通信施設の整備

町（危機管理課）及び防災関係機関は、本編・第3章・第3節に定める「情報通信計画」に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

第2 整備方針

- 1 町は、施設整備の年次計画に当たっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- 2 町は、施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。

第6節 防災訓練計画

町（危機管理課）及び防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとし、その事業計画については、第2章・第2節「防災訓練計画」に定めるところによる。

なお、訓練の実施時期について、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期等の実施について考慮する。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災上必要な教育及び広報については、第2章・第1節「防災知識普及及び自主防災組織等育成計画」に定めるところによる。